

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 月 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 カイセイ

住所 大阪府南河内郡太子町大字春日146番地の10
代表取締役

代表者氏名 岩本 廉也

電話番号 0721-21-8668

FAX番号 0721-21-8737

メールアドレス kanan7070@yahoo.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 3年 月 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 カ イ セ イ
住 所 〒583-0991 大阪府南河内郡太子町大字春日146番地の10
代表者氏名 代表取締役 岩 本 廉 也
TEL0721-21-8668 FAX0721-21-8737

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表 取締役 イワモト レンヤ 岩 本 廉 也	
取締役 イワモト ナオキ 岩 本 直 己	
事業の範囲	土木一式工事、給排水装置設備工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株 式 会 社 カ イ セ イ
上 記 事 業 所 の 所 在 地	郵便番号 583-0991 住所 大阪府南河内郡太子町大字春日146番地の10 電話番号 0721-21-8668 F AX番号 0721-21-8737 メールアドレス kanan7070@yahoo.co.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
ヤマヤ ミホ 山中 美穂子	第 3 1 0 0 7 4 号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	
給水装置工事主任技術者免状の交付番号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 3年 月 日 現在

種 別	名 称	型 式、性 能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ	φ50 ~ 200 VP-30 電動式 電動式	2	
	パイプカッター		2	
	塩ビカッター		2	
	電気サンダー		2	
	電気のコ		1	
管の加工用の 機械器具	ヤスリ	200平型 半丸型 ラチェット式	2	
	パイプねじ切り機		1	
接合用の 機械器具	パイプレンチ	300mm	2	
	プライヤー	250mm	2	
	ラチェットレンチ	8mm ~ 36mm	2	
	スパナ	8mm ~ 36mm	3	
	ドリル	電動式	2	
	トーチランプ		1	
水圧テスト ポンプ	手動テラスター	最大圧20kg	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」

「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 3 年 月 日

申 請 者

氏名又は名称 株式会社 カ イ セ イ
住 所 大阪府南河内郡太子町大字春日146番地の10
代表者氏名 代表取締役 岩本廉也

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪府南河内郡太子町大字春日146番地の10
株式会社カイセイ

会社法人等番号	1201-01-058174
商号	株式会社カイセイ
本店	大阪府南河内郡太子町大字春日146番地の10
公告をする方法	官報に掲載してする。
会社成立の年月日	平成30年5月1日
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1 土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事及び解体工事の請負及び施工並びに建築物の設計及び工事監理 2 給排水装置設備工事業 3 建設資材の販売 4 建設機械の販売及びリース業 5 産業廃棄物収集運搬業 6 産業廃棄物処理業 7 測量業 8 不動産の販売、賃貸、管理及びその代理並びに仲介業 9 一般貨物自動車運送業 10 宅地建物取引業 11 エステティックサロンの経営 12 飲食店の経営 13 介護保険法に基づく居宅介護支援事業、介護保険法に基づく介護予防サービス事業、介護保険法に基づく居宅サービス事業 14 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業 15 コンピューターシステムの設計、開発、製造販売及び輸出入 16 インターネットを利用した情報提供サービス 17 貴金属、宝石の売買並びに輸出入 18 古物業 19 金属くず業 20 上記各号に附帯関連する一切の業務
発行可能株式総数	1万株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 100株

大阪府南河内郡太子町大字春日146番地の10
株式会社カイセイ

資本金の額	金500万円
株式の譲渡制限に関する規定	当社の発行する株式はすべて譲渡制限株式とし、当社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を受けなければならない。
役員に関する事項	取締役 岩本廉也 ○
	取締役 岩本直己 ○
	大阪府南河内郡太子町大字春日146番地の10 代表取締役 岩本廉也
登記記録に関する事項	設立 平成30年 5月 1日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局堺支局管轄)

令和 3年 7月16日

大阪法務局富田林支局
登記官

下 田 和 隆 仁



定 款

株式会社カイセイ

平成30年 4月 1日 作 成
平成30年 月 日 公証人認証
平成30年 月 日 会社成立

定 款

第 1 章

総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社カイセイと称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事及び解体工事の請負及び施工並びに建築物の設計及び工事監理
- 2 給排水装置設備工事業
- 3 建設資材の販売
- 4 建設機械の販売及びリース業
- 5 産業廃棄物収集運搬業
- 6 産業廃棄物処理業
- 7 測量業
- 8 不動産の販売、賃貸、管理及びその代理並びに仲介業
- 9 一般貨物自動車運送業
- 10 宅地建物取引業
- 11 エステティックサロンの経営
- 12 飲食店の経営
- 13 介護保険法に基づく居宅介護支援事業、介護保険法に基づく介護予防サービス事業、介護保険法に基づく居宅サービス事業
- 14 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業
- 15 コンピューターシステムの設計、開発、製造販売及び輸出入
- 16 インターネットを利用した情報提供サービス
- 17 貴金属、宝石の売買並びに輸出入
- 18 古物業
- 19 金属くず業
- 20 上記各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪府南河内郡太子町に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

第 2 章

株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式の総数は、10,000 株とする。

(株式の譲渡制限)

第 6 条 当会社の発行する株式はすべて譲渡制限株式とし、当会社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を受けなければならない。

(株 券)

第 7 条 当会社は、株券を発行しない。

(株主名簿記載請求)

第 8 条 当会社の株式を取得した者は、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその一般承継人と共同して、当該株式に係る株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求できる。ただし、法令の定めるところにより、株式を取得した者が単独で請求できる場合には、この限りではない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 9 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 10 条 前 2 条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第 11 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の株主の権利を害しない場合は、毎事業年度末日の翌日からその事業年度に関する定時株主総会の前日までに、当会社の募集株式を割り当てられ、又は吸収合併若しくは株式交換、吸収分割により株式を割り当てられ株主となった者を、当該定時株主総会において権利を行使できる株主と定めることができる。

3 前 2 項の場合のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定する必要があるときは、取締役の過半数の決定により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には当該基準日の 2 週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第 12 条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じたときも、その事項につき同様とする。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(招集手続)

第 14 条 株主総会を招集するには、書面投票又は電子投票を定めた場合を除き、会日の 1 週間前までにその通知を発する。ただし、その株主総会において、議決権を有する全ての株主の同意があるときは、書面投票又は電子投票を定めた場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

(議 長)

第 15 条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、他の取締役がこれに代わり、取締役の全員に事故があるときは、出席株主の中から選任された者がこれに代わる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

第 4 章 取 締 役

(取締役の員数)

第 17 条 当会社の取締役は、1 名以上とする。

(取締役の選任方法)

第 18 条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(取締役の任期)

第 19 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第 20 条 当会社の取締役が 1 名のときはその取締役を代表取締役とし、取締役が 2 名以上あるときは、取締役の互選により代表取締役 1 名を定める。

2 当会社は、代表取締役を社長とする。社長は当会社を代表する。

(報 酬)

第 21 条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 22 条 当会社の事業年度は、毎年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当)

第23条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

第6章

附 則

(設立に際して出資される財産の価額及び成立後の資本金の額)

第24条 当会社の設立に際して、出資される財産の全額を資本金とし、その価額は金500万円とする。

(最初の事業年度)

第25条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から、平成30年11月30日までとする。

(設立時取締役及び設立時代表取締役)

第26条 当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 岩本 廉也

設立時取締役 岩本 直己

設立時代表取締役 岩本 廉也

(発起人の氏名ほか)

第27条 発起人の住所、氏名及び設立に際して割当てを受ける株式の数並びに引換えに払い込む金額は、次のとおりである。

大阪府南河内郡太子町大字春日146番地の10

岩本 廉也 40株 金200万円

大阪府南河内郡太子町大字春日146番地の10

岩本 直己 60株 金300万円

(法令の適用)

第28条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令によるものとする

以上、株式会社カイセイを設立するため、発起人を代理して、行政書士森本崇が電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名する。

平成30年4月1日

発 起 人 岩本 廉也

発 起 人 岩本 直己

上記代理人 行政書士 森本 崇

これは、現行の定款に相違ありません。

令和 3 年 7 月 16 日

株式会社 カイ セ イ
代表取締役 岩本 廉也



第三一〇〇七四号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

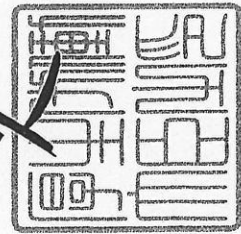
氏名 山中 美穂子

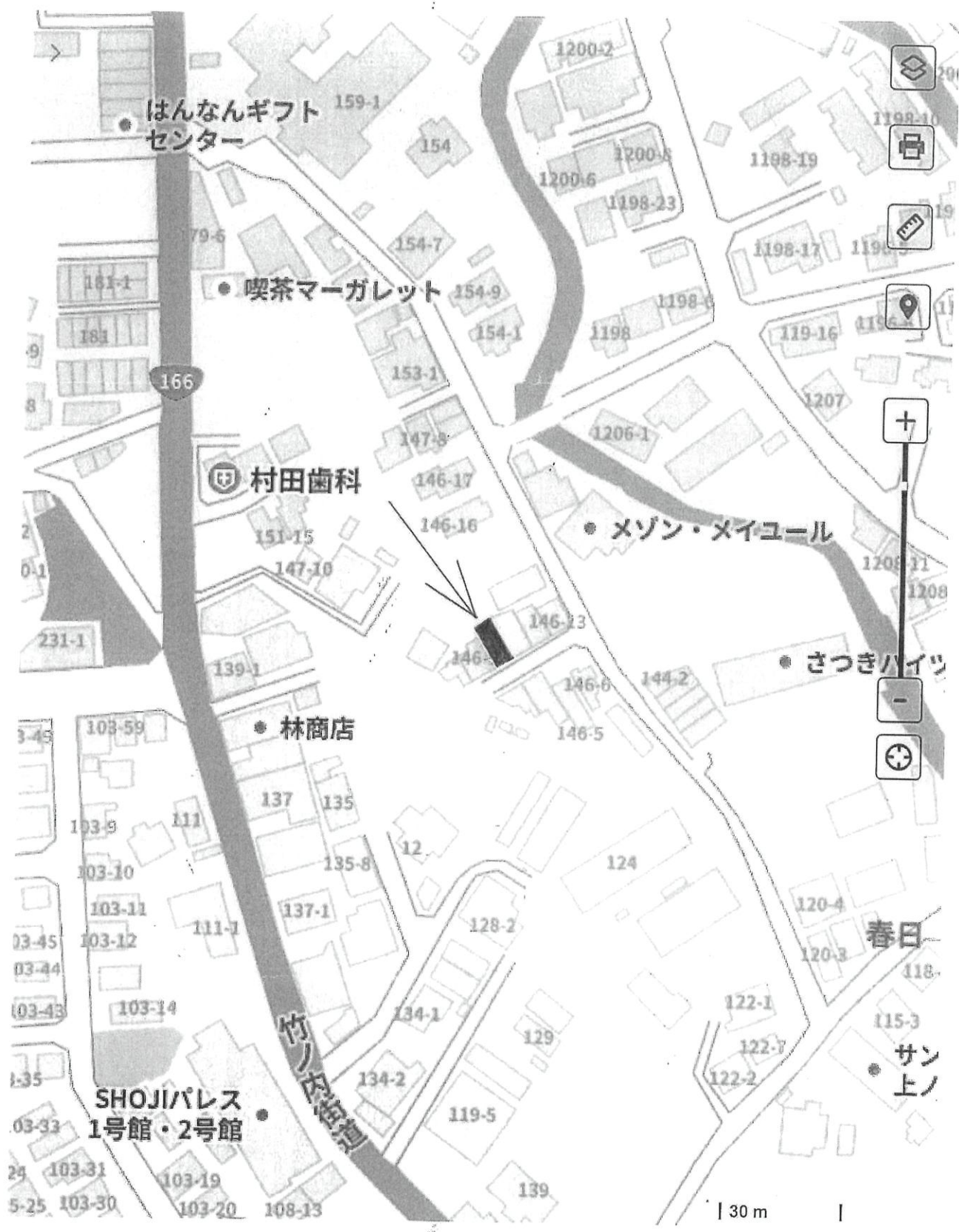
昭和四十六年一月十三日生

水道法(昭和二十五年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

令和三年二月二十四日

厚生労働大臣 田村憲一





●ほんなんギフト
センター

●喫茶マーガレット

村田歯科

●メゾン・メイユール

●林商店

●さつきハイツ

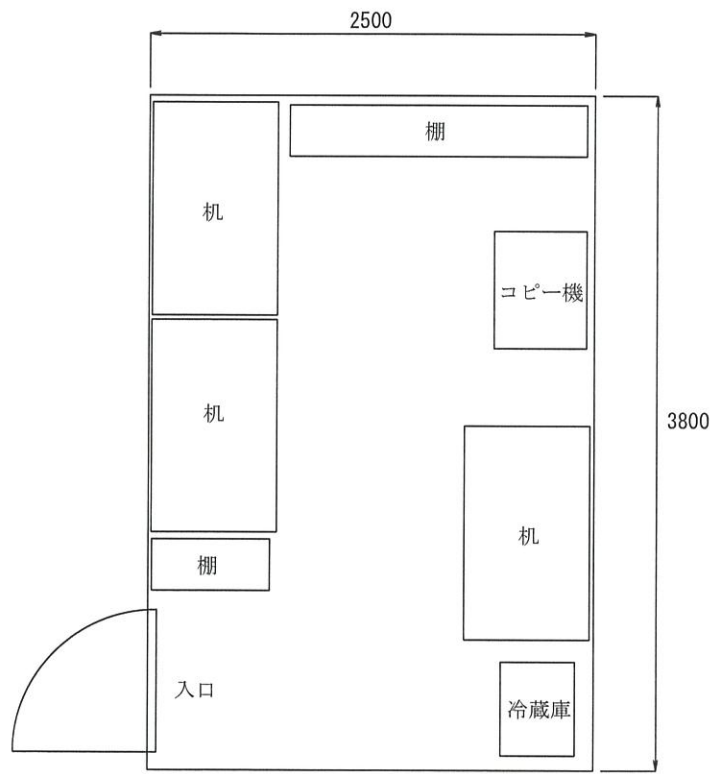
SHOJIパレス
1号館・2号館

春日

●サン
上ノ

| 30 m |

事務所平面図









指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 月 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 カイセイ

住所 大阪府南河内郡太子町大字春日146番地の10

代表者氏名 ^{代表取締役} 岩本 廉也

電話番号 0 7 2 1 - 2 1 - 8 6 6 8

FAX番号 0 7 2 1 - 2 1 - 8 7 3 7

メールアドレス kanan7070@yahoo.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に・を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に・を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 3年 月 日

届出者 株式会社 カ イ セ イ
〒583-0991
大阪府南河内郡太子町大字春日 146 番地の 10
代表取締役 岩 本 廉 也

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 カ イ セ イ	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
ヤマナカ ミホコ 山 中 美穂子	第310074号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第三一〇〇七四号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 山中 美穂子

昭和四十六年一月十三日生

水道法(昭和三十九年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

令和三年二月二十四日

厚生労働大臣 田村憲久

